

第九章 投資

第A節

第九・一条 定義

この章の規定の適用上、

「センター」とは、ICSID条約によって設立される投資紛争解決国際センター（ICSID）をいう。

「申立人」とは、締約国の投資家であつて、他の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。当該投資家が当該締約国の永住者である自然人であり、かつ、当該他の締約国の国民である場合には、当該自然人は、当該他の締約国に対する請求を仲裁に付託することができない。

「対象投資財産」とは、一の締約国について当該一の締約国の領域内の他の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定がこれらの締約国について効力を生ずる日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

「企業」とは、第一・三条（一般的定義）に定義する企業及び当該企業の支店をいう。

「締約国の企業」とは、締約国の法令に従って設立され、若しくは組織される企業又は締約国の領域内に所在する支店であつて、当該締約国の領域内で事業活動を行うものをいう（注）。

注 「企業」及び「締約国の企業」の定義に「支店」を含めることは、締約国がその法令に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

「ICC仲裁規則」とは、国際商業会議所の仲裁規則をいう。

「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

「米州条約」とは、千九百七十五年一月三十日にパナマで作成された国際的な商事仲裁に関する米州条約をいう。

「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての資産であつて、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

- (a) 企業
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (c) 債券、社債その他の債務証券及び貸付金（注1、注2）

注1 債券、社債、長期債等の形態の貸付債権は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の貸付債権、例えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて直ちに支払期限が到達するものは、投資財産としての性質を有する可能性が低い。

注2 締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない。

- (d) 先物、オプションその他の派生商品

- (e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約
- (f) 知的財産権
- (g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によつて与えられる類似の権利（注）

注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての

性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が締約国の国内法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。

投資としての性質を有しない文書には、締約国の国内法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。

- (h) 他の資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

ただし、投資財産は、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を意味するものではない。

「投資に関する合意」とは、締約国の中央政府の当局（注1）と対象投資財産又は他の締約国の投資家との間の書面による合意（注2）であつて、この協定の効力発生の日の後に締結され、効力を生じ（注3）、両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第九・二十五条（準拠法）2の規定に従い適用される法令に基

づき当該両当事者を拘束し、当該対象投資財産又は当該投資家が対象投資財産（当該書面による合意自体を除く。）の設立又は取得に当たり依拠し、並びに当該対象投資財産又は当該投資家に対し次のいずれかの権利を付与するものをいう。

注1 この定義の適用上、「中央政府の当局」とは、単一制の国家については、省庁級の当局をいう。省庁級の当局とは、中央政府の個別の省庁その他これに類する当局をいうが、(a)締約国の憲法又は特定の法令に基づいて設立された政府の機関又は組織であつて、当該締約国の国内法に基づき個別の省庁その他これに類する当局と異なる法人格を有するもの（当該政府の機関又は組織の日常的な運営が、個別の省庁その他これに類する当局によって指揮され、又は管理されている場合を除く。）及び(b)専ら特定の地域又は州について行動する政府の機関又は組織を含まない。

注2 「書面による合意」とは、書面による合意であつて、両当事者により交渉され、作成されるもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

- (a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限に基づいて与える許可、免許、承認、証明、認可その他これらに類する文書）のみをもって、又は補助金若しくは贈与若しくは政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

注3 この協定の効力発生後に締結され、効力を生ずる書面による合意には、この協定の効力発生の前に締結され、効力を生じた当初の合意の規定による当該当初の合意の更新又は延長であつて、当該当初の合意と同一又は実質的に同一の条件で行われるものを含まない。

(a) 国内当局が規制する天然資源（石油、天然ガス、希土類鉱物、木材、金、鉄鉱石その他これらに類する資源等（注））に関する権利（当該天然資源の探査、採取、精製、運送、分配又は販売に関するものを含む。）

注 この(a)の規定には、土地、水及び無線スペクトルについての投資に関する合意を含まない。

(b) 発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他これらに類する一般公衆による消費のための当該締約国に代わつて提供するサービスを一般公衆による消費のために当該締約国に代わつて提供する権利（注）

注 この(b)の規定は、更生サービス、保健サービス、教育サービス、保育サービス、福祉サービスその他これらに類する社会事業サービスを対象とするものではない。

(c) 道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他これらに類する経済基盤（ただし、政府が排他

的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。)の整備に係る事業を行う権利
「投資の許可」(注1)とは、締約国の外国投資に関する当局(注2)が対象投資財産又は他の締約国の投
資家に付与する許可をいう。

注1 次に掲げるものは、この定義には含まない。

- (i) 締約国が一般に適用される法令(競争、環境、健康その他の規制に関する法令)を執行するためにとる行為
- (ii) 差別的でない許可制度
- (iii) 対象投資財産又は他の締約国の投資家に対して特定の投資の奨励その他の利益(投資の許可の際に外国投資に関する当局が提供しないもの)を付与する旨の締約国の決定

注2 この定義の適用上、「外国投資に関する当局」とは、この協定の効力発生の日において、次のものをいう。

- (a) オーストラリアについては、同国の外国投資に関する政策(外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律(千九百七十五年)を含む。)の下にあるオーストラリア連邦財務大臣
- (b) カナダについては、産業大臣(カナダ投資法第二十一節又は第二十二節の規定に基づく通知が発出される場合に限る。)
- (c) メキシコについては、国家外国投資委員会

(d) ニュージールランドについては、財務大臣、漁業大臣又は国土情報大臣（海外投資法（二千五年）に基づき同意を与える決定を行う場合に限る。）

「非締約国の投資家」とは、一の締約国について当該締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行つた投資家であつて、締約国の投資家でないものをいう。

注 締約国は、「非締約国の投資家」及び「締約国の投資家」の定義の適用上、投資家が投資を行うための具体的な行動（事業を開始するための資源若しくは資本の供給又は許可若しくは免許の申請を含む。）をとつた場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。

「締約国の投資家」とは、締約国又は締約国の国民若しくは企業であつて、他の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

「LCIA仲裁規則」とは、ロンドン国際仲裁裁判所の仲裁規則をいう。

「交渉による債務の再編」とは、債務証書の再編又は繰延べであつて、次のいずれかを通じて行われているものをいう。

(a) 当該債務証書に規定するところによる当該債務証書の修正又は改正

(b) 包括的な債務の交換その他これに類する手続（当該債務証書に基づく残存する債務の元本の総額の七十五パーセント以上を保有する者が当該債務の交換その他これに類する手続に同意している場合に限る。）

「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

「保護される情報」とは、業務上の秘密の情報又は締約国の法令に基づき、特権的なものとされ、若しくは他の方法によって開示から保護される情報（秘密指定された政府の情報を含む。）をいう。

「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

「事務局長」とは、ICSIDの事務局長をいう。

「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第九・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用す

る。

(a) 他の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

(c) 第九・十条（特定措置の履行要求）及び第九・十六条（投資及び環境、健康その他の規制上の目的）の規定については、当該締約国の領域にある全ての投資財産

2 この章の規定に基づく締約国の義務は、次の措置について適用される。

(a) 当該締約国の中央、地域又は地方の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置

(b) 当該締約国の中央、地域又は地方の政府又は公的機関によって政府の権限（注）を委任された者（公的企業その他の団体を含む。）が、当該政府の権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

注 政府の権限は、当該締約国の法令に基づいて委任される（法律による授權又は政府の権限を移転し、若しくはその行使を承認する政府の命令、指令その他の行為を通じて委任されることを含む。）。

3 この章の規定は、この協定が締約国について効力を生ずる日の前に行われた行為若しくは生じた事実又は消滅した事態に関しては、当該締約国を拘束しない。

第九・三条 他の章との関係

- 1 この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。
- 2 締約国が他の締約国のサービス提供者に対し国境を越えるサービスの提供の条件として保証金その他の形態の金銭上の保証を支払うよう要求すること自体は、当該国境を越えるサービスの提供に関して当該締約国が採用し、又は維持する措置についてこの章の規定が適用されることの根拠となるものではない。この章の規定は、支払われた保証金又は金銭上の保証が対象投資財産である限りにおいて、当該保証金又は金銭上の保証に関して当該締約国が採用し、又は維持する措置について適用する。
- 3 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、第十一章（金融サービス）の規定が適用されるものについては、適用しない。

第九・四条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断す

る。

1 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域内にある自国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定に従って締約国が与える待遇は、地域政府に関し、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第九・五条 最恵国待遇

1 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は

非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産であつて、自国の領域内にあるものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 この条に規定する待遇には、次節（投資家と国との間の紛争解決）に定める手続のような国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第九・六条 待遇に関する最低基準（注）

注 この条の規定は、附属書九―A（国際慣習法）の規定に従つて解釈する。

1 各締約国は、対象投資財産に対し、適用される国際慣習法上の原則に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定は、対象投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的

な権利を創設するものではない。1に規定する義務は、次のとおりである。

(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

4 締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があつた場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。

5 締約国が補助金又は贈与を実施せず、更新せず、若しくは維持しなかった又は修正し、若しくは減額したという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があつた場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。

第九・七条 武力紛争又は内乱の際の待遇

1 各締約国は、第九・十二条（適合しない措置）6(b)の規定にかかわらず、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、武力紛争又は内乱により自国の領域内の投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、締約国の投資家が1に規定する事態に他の締約国の領域において次に掲げる行為によって損失を被った場合には、当該他の締約国は、当該投資家に対し、当該損失について必要に応じて原状回復、補償又はその双方を与える。

(a) 当該他の締約国の軍隊又は当局による対象投資財産の全部又は一部の徴発

(b) 当該他の締約国の軍隊又は当局による対象投資財産の全部又は一部の破壊であつて当該事態において必要とはされなかつたもの

3 1の規定は、第九・十二条（適合しない措置）6(b)の規定がないとしたならば第九・四条（内国民待遇）の規定に反することとなる補助金又は贈与に関する既存の措置については、適用しない。

第九・八条 収用及び補償（注）

注 この条の規定は、附属書九―B（収用）の規定に従つて解釈するものとし、かつ、附属書九―C（土地に関する収用）の規定に

従うものとする。

1 いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること（注1、注2）。

注1 この条の規定の適用上、「公共の目的」とは、国際慣習法における概念をいう。国内法令は、この概念又はこれに類する概念を「公共上の必要」、「公共の利益」、「公共の用」等の他の異なる用語を用いて表現することがある。

注2 (i) ブルネイ・ダルサラーム国が収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地法（第四十章）及び土地取得法（第四十一章）に規定する目的のためのものでなければならない。

(ii) マレーシアが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地取得法（千九百六十年）、サバ州の土地取得令（千九百五十年）及びサラワク州の土地法（千九百五十八年）に規定する目的のためのものでなければならない。

- (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2から4までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 正当な法の手続に従って行われるものであること。
- 2 補償は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 遅滞なく支払われるものであること。
 - (b) 収用が行われた時（以下この条において「収用の日」という。）の直前における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。
 - (c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。
 - (d) 完全に換価することができ、かつ、自由に移転することができるものであること。
- 3 公正な市場価格が自由利用可能通貨で表示される場合には、支払われる補償は、収用の日における公正な市場価格に、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを加えた額を下回らないものとする。

4 公正な市場価格が自由利用可能通貨でない通貨で表示される場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨でない通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が第十八章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない（注）。

注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認める。

6 補助金若しくは贈与を実施せず、更新せず、若しくは維持しない旨又はこれらを修正し、若しくは減額

する旨の締約国の決定は、次のいずれかの場合には、当該決定のみをもって収用を構成するものではない。

(a) 当該補助金又は贈与を実施し、更新し、又は維持する旨の法令又は契約に基づく特定の約束がない場合

(b) 当該補助金又は贈与の実施、更新、修正、減額又は維持に付された条件に従って当該決定が行われる場合

第九・九条 移転（注）

注 この条の規定は、附属書九一E（移転）の規定に従うものとする。

1 各締約国は、対象投資財産に関連する全ての移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由にかつ、遅滞なく行われることを認める。この移転には、次のものの移転を含める。

(a) 資本に対する拠出（注）

注 資本に対する拠出には、当初の拠出を含む。

(b) 利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に関する報酬その他報酬

- (c) 対象投資財産の全部若しくは一部の売却又は対象投資財産の一部若しくは全部の清算によって得られる収入
 - (d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払
 - (e) 第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）及び前条（収用及び補償）の規定に従って行われる支払
 - (f) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、対象投資財産に関連する移転が自由利用可能通貨により移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。
 - 3 各締約国は、対象投資財産に関連する現物としての収益が自国と対象投資財産又は他の締約国の投資家との間における書面による合意において認め、又は定めるところにより取得されることを認める。
 - 4 締約国は、1から3までの規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法令（注）を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、移転を妨げ、又は遅らせることができる。

注 この条の規定は、締約国が自国の社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度に関する法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することを妨げるものではない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、移転に関する財務上の報告又は記録の保存
- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

5 締約国は、3の規定にかかわらず、この協定の他の規定に基づき現物としての収益の移転を制限することができ、4に規定するものを含む。）において、当該移転を制限することができる。

第九・十条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない（注）。

注 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、「要求」又は「約束若しくはその履行」を構

成しない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。
- (g) 当該投資財産が生産する物品又は当該投資財産が提供するサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。
- (h) 自国の領域において自国又は自国の者の技術（注）を購入し、利用し、又は優先すること。
- (i) 自国の領域において自国又は自国の者の技術（注）を購入し、利用し、又は優先すること。

注 この条の規定の適用上、「本国又は本国の者の技術」には、本国又は本国の者が所有する技術及び本国又は本国の者が

その排他的な実施許諾を有する技術を含む。

- (ii) 本国の領域において特定の技術を購入し、利用し、又は優先することを妨げることとなる事項
- (i) この(i)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であつて、当該投資家と本国の領域内の者との間で任意に締結されるもの(注)について次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場
合に限る。

注 この1(i)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

- (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
- (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

この1(i)の規定は、当該ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

2 いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産に関

し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1 (f)、(h)及び(i)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であつて、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注 「第三十一条」というときは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号WT/MIN(02)/DEC/2）の6の規定を実施するために行われる貿易関連知的所有権協定の免除又は改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1 (f)、(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注1、注2）

注1 締約国は、特許権が必ずしも市場における力を与えるものではないことを認める。

注2 ブルネイ・ダルサラーム国については、自国の競争法というときは、この協定が同国について効力を生じた後十年の

期間が経過する時又は同国が競争当局を設立する時のいずれか早い方までの間、競争に関する規則を含む。

(c) 1 (i)の規定は、当該締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1 (i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(d) 1 (b)、(c)及び(f)並びに2 (a)及び(b)の規定は、締約国が次のいずれかの措置（環境に関する措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及びそれらの措置が国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

(i) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(ii) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(iii) 有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置

(e) 1 (a)から(c)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又は

サービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(f) 1 (b)、(c)及び(f)から(i)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

(g) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(h) 1 (h)及び(i)の規定は、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及び国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限となる態様で適用しないことを条件とする。

4 1のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、自国の領域において労働者を雇用し、若しくは訓練することの要求を課し、若しくは強制し、又は労働者を雇用し、若しくは訓練することを約束し、若しくは履行することを強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような雇用又は訓練が、自国の領域内の者に対し特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を移転することを要求するものでないことを条件とする。

5 1及び2の規定は、これらの規定に定める約束、履行又は要求以外のいかなる約束、履行又は要求についても、適用しない。

6 この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

第九・十一条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該締約国の領域における居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、投資家が自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないことを条件とする。

第九・十二条 適合しない措置

1 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十条（特定措置の履行要求）及び前条

(経営幹部及び取締役会)の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 中央政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
 - (ii) 地域政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
 - (iii) 地方政府により維持される措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する措置の改正(当該改正の直前における当該措置と第九・四条(内国民待遇)、第九・五条(最恵国待遇)、第九・十条(特定措置の履行要求)及び前条(経営幹部及び取締役会)の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。)(注)

注 ベトナムについては、附属書九一Ⅰ(適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度)の規定が適用される。

- 2 第九・四条(内国民待遇)、第九・五条(最恵国待遇)、第九・十条(特定措置の履行要求)及び前条(経営幹部及び取締役会)の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 締約国は、他の締約国の地域政府が適用する適合しない措置であつて1(a)(ii)に規定するものが自国に關連する投資に重大な障害をもたらすと認める場合には、当該措置に關する協議を要請することができる。両締約国は、当該措置の運用に關する情報を交換し、及び更なる行動が必要かつ適切なものであるかどうかを考慮するために協議を開始する(注)。

注 締約国は、中央政府が適用する適合しない措置であつて1(a)(i)に規定するものに関し、他の締約国との協議を要請することが出来る。

4 いずれの締約国も、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、附属書IIの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5(a) 第九・四条(内国民待遇)の規定は、次の規定によつて課される義務の例外又は特別の取扱いの対象となる措置については、適用しない。

- (i) 第十八・八条(内国民待遇)の規定
- (ii) 貿易關連的所有權協定第三条(当該例外又は特別の取扱いが、第十八章(知的財産)に規定され

ていない事項に関連する場合に限る。)の規定

(b) 第九・五条(最恵国待遇)の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定の対象となる措置又は次の規定によつて課される義務の例外若しくは特別の取扱いの対象となる措置については、適用しない。

(i) 第十八・八条(内国民待遇)の規定

(ii) 貿易関連知的所有権協定第四条の規定

6 第九・四条(内国民待遇)、第九・五条(最恵国待遇)及び前条(経営幹部及び取締役会)の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国が実施する補助金又は贈与(政府により支援される借款、保証及び保険を含む。)

7 この条の規定に基づく附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの締約国の表の改正又は修正は、第三十・二条(改正)の規定に従って行われる。

第九・十三条 代位

締約国又はその指定する機関、組織、法令に基づく団体若しくは社団が、自国の投資家に対し、対象投資

財産に関して行った保証、保険契約その他の形態の損害の填補に基づいて支払を行う場合には、当該対象投資財産への投資がその領域内で行われた他の締約国は、代位がないとしたならばこの章の規定に基づき当該投資家が当該対象投資財産に関して保有していたであろう権利の代位又は移転を承認するものとし、当該投資家は、当該代位の限度において、当該権利を行使することを妨げられる。

第九・十四条 特別な手続及び情報の要求

1 第九・四条（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が、対象投資財産に関連して特別な手続（登録のための居住の要件又は対象投資財産が当該締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 締約国は、第九・四条（内国民待遇）及び第九・五条（最恵国待遇）の規定にかかわらず、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該締約国は、当該情報

であつて秘密のものについては、当該投資家又は当該対象投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第九・十五条 利益の否認

1 締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが次の(a)及び(b)に定める要件を満たすときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 非締約国の者又は当該締約国の者によつて所有され、又は支配されていること。
- (b) 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

2 締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維

持するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができるとができる。

第九・十六条 投資及び環境、健康その他の規制上の目的

この章のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置（この章の規定に適合するものに限る。）を採用し、維持し、又は強制することを妨げるものと解してはならない。

第九・十七条 企業の社会的責任

締約国は、各締約国が自国の領域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であつて、自国が承認したもの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する。

第B節 投資家と国との間の紛争解決

第九・十八条 協議及び交渉

1 投資紛争が生ずる場合には、申立人及び被申立人は、まず、協議及び交渉（あつせん、調停、仲介等の

拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。)を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 申立人は、被申立人に対し、問題となっている措置に関する事実の簡潔な記述を記載した書面による協議の要請を送付する。

3 協議及び交渉の開始を、仲裁廷の管轄権の承認と解してはならない。

第九・十九条 請求の仲裁への付託

1 前条（協議及び交渉）2の規定に従って被申立人が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。
(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前節の規定に基づく義務

(B) 投資の許可（注）

注 申立人は、附属書九―Hの対象となる締約国が投資の許可が付与された際の条件又は要件を実施することにより当該

投資の許可に違反した旨のこの(B)又は(b)(i)(B)の規定による請求を仲裁に付託してはならない。ただし、この条の規定により他の請求を仲裁に付託する申立人の権利を妨げるものではない。

(C) 投資に関する合意

(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前節の規定に基づく義務

(B) 投資の許可

(C) 投資に関する合意

(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

ただし、申立人は、請求の対象である事項及び請求に係る損害が、関連する投資に関する合意に依拠して設立され、若しくは取得された又は設立され、若しくは取得されようとした対象投資財産に直接関連する

場合にのみ、(a)(i)(C)又は(b)(i)(C)の規定に従い当該投資に関する合意に対する違反についての請求を付託することができる。

2 被申立人は、申立人が1(a)(i)(B)若しくは(C)又は(b)(i)(B)若しくは(C)の規定に従って請求を付託する場合には、当該請求の事実に係る根拠及び法的根拠に関連する反対請求を提起し、又は申立人に対する相殺のための請求に依拠することができる(注)。

注 投資の許可の場合には、この2の規定は、当該投資の許可(当該投資の許可が付与された日の後に執行された文書を含む。)が紛争当事者の権利及び義務を創設する限りにおいて適用する。

3 申立人は、被申立人に対し、この節の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知(以下この節において「付託の意図の通知」という。)を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 申立人の氏名又は名称及び住所並びに、企業のために請求が付託される場合には、当該企業の名称、住所及び設立場所

(b) 各請求について、違反があったとされるこの協定、投資の許可又は投資に関する合意の条項その他関

連する条項

- (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠
 - (d) 申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 4 申立人は、1に規定する請求を次のいずれかに付託することができる。
- (a) ICSID条約及びICSIDの仲裁手続に関する手続規則による仲裁。ただし、被申立人及び申立人の締約国の双方がICSID条約の当事国である場合に限る。
 - (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、被申立人又は申立人の締約国のいずれか一方のみがICSID条約の当事国である場合に限る。
 - (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
 - (d) 申立人及び被申立人が合意する場合には、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁
- 5 この節の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。
- (a) ICSID条約に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時
 - (b) ICSID追加的制度規則に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

- (c) UNCITRAL 仲裁規則に規定する仲裁に関する通知を UNCITRAL 仲裁規則に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時
- (d) 4 (d) の規定により、仲裁機関による仲裁又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時
申立人が仲裁に関する通知又は仲裁の請求（以下この節において「仲裁の通知」という。）の提出の後に初めて主張する請求は、適用される仲裁規則に基づいて仲裁の通知が受領された日にこの節の規定による仲裁に付託されたものとみなす。
- 6 4 の規定に従って適用される仲裁規則（この節の規定による仲裁に請求が付託された日において有効なものに限る。）は、この協定の規定によつて修正する部分を除くほか、当該仲裁を規律する。
- 7 申立人は、仲裁の通知には、次の (a) 又は (b) の事項を明記する。
 - (a) 当該申立人が任命する仲裁人の氏名
 - (b) 事務局長が仲裁人を任命することにつき、当該申立人が与える書面による同意

1 各締約国は、この節の規定による仲裁にこの協定の規定に従って請求を付託することに同意する。

2 1の規定による同意及びこの節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)から(c)までの規定の要件を満たすものとみなす。

(a) ICSID条約第二章（センターの管轄）の規定及びICSID追加的制度規則の規定であつて、紛争の両当事者の書面による同意に関するもの

(b) 「書面による合意」に関するニューヨーク条約第二条の規定

(c) 「合意」に関する米州条約第一条の規定

第九・二十一条 各締約国の同意に関する条件及び制限

1 この節の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1の規定により主張される違反が発生したこと及び申立人（同条1(a)の規定により付託する請求の場合）又は同条1(b)に規定する企業（同条1(b)の規定により付託する請求の場合）が損失又は損害を被つたことを知つた、又は知るべきであつた最初の日から二年六箇月が経過した場合には、行われない。

2 この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行われな

い。

(a) 申立人が、この協定に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) (i) 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) の規定による付託については申立人、(ii) 同条 1 (b) の規定による付託については申立人及び同条 1 (b) に規定する企業が、締約国の法令の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の紛争解決手続において、同条に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を放棄する旨の書面が、仲裁の通知に添付されていること。

3 2 (b) の規定にかかわらず、申立人（第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) の規定により付託する請求の場合）及び申立人又は同条 1 (b) に規定する企業（同条 1 (b) の規定により付託する請求の場合）は、被申立人の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。ただし、当該申立てが、仲裁が係属している間、当該申立人又は当該企業の権利及び利益を保全することのみを目的とするものである場合に限る。

第九・二十二条 仲裁人の選定

1 仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2 事務局長は、この節の規定による仲裁に関する仲裁人任命権者としての役割を果たす。

3 事務局長は、請求がこの節の規定による仲裁に付託された日の後七十五日の期間内に仲裁廷が設置されない場合には、一方の紛争当事者の要請に応じ、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量によって任命する。事務局長は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、被申立人の国民又は申立人の締約国の国民を仲裁廷の長となる仲裁人として任命してはならない。

4 ICSID条約第三十九条及びICSID追加的制度規則付表C第七条の規定の適用上、国籍以外の理由による仲裁人への異議を妨げることなく、

(a) 被申立人は、ICSID条約又はICSID追加的制度規則により設置される仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意する。

(b) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)に規定する申立人は、書面により仲裁廷の個々の仲裁人の

任命に同意することのみを条件として、ICSID条約又はICSID追加的制度規則により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができる。

(c) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(b)に規定する申立人は、当該申立人及び同条1(b)に規定する企業が書面により仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意することのみを条件として、ICSID条約又はICSID追加的制度規則により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができる。

5 各紛争当事者は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)(i)(B)、(b)(i)(B)、(a)(i)(C)又は(b)(i)(C)の規定により付託される請求に係る仲裁廷の仲裁人の任命に当たっては、第九・二十五条（準拠法）2に規定する関連する準拠法についての特定の候補者の専門知識又は関連する経験を考慮する。事務局長は、紛争当事者が仲裁廷の長となる仲裁人の任命に同意することができない場合には、同条2に規定する関連する準拠法に関する特定の候補者の専門知識又は関連する経験を考慮する。

6 締約国は、この協定の効力発生の前に、投資家と国との間の紛争解決のための仲裁廷の職務を遂行するためにこの条の規定に従って選定される仲裁人に対する第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決

手続のための行動規範を適用するための指針（投資家と国との間の紛争解決の文脈に適合するために必要な該行動規範の修正を含む。）を定める。締約国は、また、国際的な仲裁における利益相反に関する他の関連する規則又は指針の適用についての指針を定める。仲裁人は、仲裁人の独立性及び公平性に関する適用される仲裁規則に加え、これらの指針に従う。

第九・二十三条 仲裁の実施

1 紛争当事者は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）4の規定に基づいて適用される仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができる。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、適用される仲裁規則に従って当該場所（ニューヨーク条約の当事国の領域内に限る。）を決定する。

2 非紛争締約国は、この協定の解釈について仲裁廷に対し口頭で意見を陳述し、又は書面で意見を提出することができる。

3 仲裁廷は、紛争当事者との協議の後、紛争の範囲内である事実に関する問題又は法律上の問題についてのアミカス・キュリーの書面による意見であって、当該仲裁廷が紛争当事者の意見及び主張を評価するに当たり当該仲裁廷を補助することができるものを、当該仲裁の手続において重大な利害関係を有する紛争

当事者でない者又は団体から受領し、考慮することができる。各意見においては、作成者を明記し、紛争当事者との直接的又は間接的な関係を開示し、及び当該意見を準備するに当たり財政上その他の支援を提供した者、政府その他の団体又はそのような支援を提供する予定である者、政府その他の団体を明記する。各意見は、仲裁において使用される言語により作成するものとし、仲裁廷が定めるページの制限及び期限を遵守するものとする。仲裁廷は、紛争当事者に当該意見に回答する機会を与える。仲裁廷は、意見の提出が、仲裁の手続を妨害せず、若しくは当該手続に不当に負担を与えず、又はいかなる紛争当事者も不当に害しないことを確保する。

4 仲裁廷は、付託された請求が法律上の問題として第九・二十九条（裁定）の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨又は請求が明白に法的根拠を欠いている旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。このことは、仲裁廷が他の異議、例えば、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議（当該仲裁廷の管轄権に対する異議を含む。）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。

(a) この4の規定に基づく異議は、仲裁廷が設置された後できる限り速やかに、かつ、仲裁廷が被申立人

による答弁書の提出の期限として定める日（仲裁の通知の修正が行われる場合には、仲裁廷が当該修正に対する被申立人による答弁の提出の期限として定める日）以前に当該仲裁廷に提出するものとする。

(b) 仲裁廷は、この4の規定に基づく異議に関する要請があつた場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、及び当該異議につき理由を付して決定又は裁定を下す。

(c) 仲裁廷は、付託された請求が第九・二十九条（裁定）の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨のこの4の規定に基づく異議について決定するに当たり、仲裁の通知又は仲裁の通知の修正（UNCITRAL仲裁規則の下で付託された紛争においては、仲裁の通知又は仲裁の通知の修正及びUNCITRAL仲裁規則の関連規定に定める請求の陳述書）における請求を裏付ける申立人の主張であつて、事実に係るものが真実であることを前提とする。仲裁廷は、争点となつていない関連するいかなる事実についても考慮することができる。

(d) 被申立人は、この4の規定に基づく異議を提起し、若しくは提起しなかつたこと又は5に定める迅速な手続を利用し、若しくは利用しなかつたことのみを理由として、仲裁廷の権限についての異議（管轄

権に対する異議を含む。)又は本案についての主張を放棄するものではない。

5 仲裁廷は、被申立人が当該仲裁廷の設置の後四十五日以内に要請する場合には、4の規定に基づく異議又は紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議(紛争が当該仲裁廷の管轄に属しない旨の異議を含む。)について、迅速に決定する。当該仲裁廷は、本案についての手続を停止し、要請の日の後百五十日以内に、当該異議につき理由を付して決定又は裁定を下す。ただし、一方の紛争当事者が審理を要請する場合には、当該仲裁廷は、当該決定又は裁定を下すための期間に三十日を追加することができる。仲裁廷は、審理が要請されるかどうかにかかわらず、特別な理由を示した上で決定又は裁定を下すことを更に三十日を超えない範囲で短期間遅らせることができる。

6 仲裁廷は、4又は5の規定により被申立人の異議について決定する場合において、正当な理由があるときは、当該異議の申立て又は当該異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び代理人の報酬を主張を認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁廷は、そのような裁定が正当であるかどうかを決定するに当たり、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったかどうかについて検討するものとし、意見を述べる合理的な機会を紛争当事者に与えるものとする。

7 投資家は、この節の規定による請求（締約国が第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定に違反した旨を主張する請求を含む。）を付託する場合には、国際的な仲裁について適用可能な国際法の一般原則に従い、自己の請求の全ての要素を立証する責任を負う。

8 被申立人は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の理由のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張することはできない。

9 仲裁廷は、一方の紛争当事者の権利を保全し、又は当該仲裁廷の管轄権を十分に実効的なものとすることを確保するため、暫定的な保全措置（一方の紛争当事者が所持し、若しくは支配する証拠を保全するための命令又は当該仲裁廷の管轄権を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁廷は、差押えを命じ、又は第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。この9の規定の適用上、命令には、勧告を含む。

10 仲裁廷は、この節の規定により実施されるいかなる仲裁においても、一方の紛争当事者の要請があった場合には、責任に関する決定又は裁定を下す前に紛争当事者に対して決定又は裁定の案を送付する。紛争

当事者は、当該仲裁廷が決定又は裁定の案を送付した後六十日以内に、当該仲裁廷に対して当該決定又は裁定の案のあらゆる側面についての意見を書面により提出することができる。当該仲裁廷は、当該意見を検討し、六十日間の意見提出の期間が経過した後四十五日以内に決定又は裁定を下す。

11 締約国は、投資家と国との間の紛争解決に係る仲裁廷が下す裁定を検討するための上訴の制度が将来他の制度的な取決めの下で構築される場合には、第九・二十九条（裁定）の規定により下される裁定が当該上訴の制度に服すべきかどうかについて検討する。締約国は、当該上訴の制度を採用することを検討する場合には、その制度が手続の透明性（次条（仲裁手続の透明性）に定める透明性に関する規定に類似するもの）について定めていることを確保するよう努める。

第九・二十四条 仲裁手続の透明性

1 被申立人は、2及び4の規定に従うことを条件として、次の文書を受領した後、非紛争締約国に対し当該文書を速やかに送付し、及び公に入手可能なものとする。

(a) 付託の意図の通知

(b) 仲裁の通知

(c) 一方の紛争当事者が仲裁廷に提出する主張書面、申述書及び準備書面並びに前条（仲裁の実施）2及び3の規定並びに第九・二十八条（請求の併合）の規定に従って提出される意見書

(d) 入手可能な場合には、仲裁廷の審理の議事録又は記録

(e) 仲裁廷の命令、裁定及び決定

2 仲裁廷は、審理を公開で行い、かつ、適当な事務的な手配を紛争当事者と協議の上決定する。一方の紛争当事者は、保護される情報として指定された情報又は3の規定の対象となる情報を審理において使用する意図を有する場合には、仲裁廷にその旨を通知する。当該仲裁廷は、当該情報を開示から保護するため
の適当な手配（当該情報を討議する間、当該審理を非公開にすることを含む。）を行う。

3 この節のいずれの規定（4(d)の規定を含む。）も、被申立人が保護される情報を仲裁手続（審理を含む。）中若しくはその後
に公に利用可能なものとし、若しくはその他の方法により開示すること又は被申立人が第二十九・二条（安全保障のための例外）若しくは第二十九・七条（情報の開示）の規定に従って不開示とすることができる情報を提供し、若しくは当該情報の利用を認めることを要求するものではない

（注）。

注 被申立人は、第二十九・二条（安全保障のための例外）又は第二十九・七条（情報の開示）の規定により不開示とすることができる情報を仲裁廷に対して開示することを選択する場合においても、当該情報を引き続き公開しないことができる。

4 仲裁廷に提出される保護される情報は、次の手続に従って開示から保護される。

(a) (d)の規定に従うことを条件として、紛争当事者又は仲裁廷のいずれも、保護される情報を提供した一方の紛争当事者が(b)の規定に従って当該情報を明確に指定する場合には、当該情報を非紛争締約国に対して開示し、又は当該情報を公開してはならない。

(b) 特定の情報が保護される情報に該当する旨を主張する一方の紛争当事者は、仲裁廷が定める日程に従って当該特定の情報を明確に指定する。

(c) 一方の紛争当事者は、仲裁廷が定める日程に従い、保護される情報を含まない編集された文書を提出する。当該編集された文書のみが1の規定に従って開示される。

(d) 仲裁廷は、3の規定に従うことを条件として、保護される情報であると主張された情報の指定に関する異議について決定する。当該仲裁廷が当該情報が適切に指定されなかったと決定する場合には、当該情報を提出した一方の紛争当事者は、次の(i)又は(ii)のいずれかのことを行うことができる。

- (i) 当該一方の紛争当事者が提出した当該情報を含む文書の全部又は一部を撤回すること。
- (ii) 当該仲裁廷の決定及び(c)の規定に従い、訂正した指定に基づく完全な文書及び編集された文書を再度提出することに合意すること。

いずれの場合においても、他方の紛争当事者は、必要なときは、完全な文書及び編集された文書であつて、当該情報を最初に提出した当該一方の紛争当事者が(i)の規定により撤回した情報を削除したものと又は当該情報を最初に提出した当該一方の紛争当事者が(ii)の規定により行つた指定に適合する情報を再度指定したものを再度提出する。

5 この節のいずれの規定も、被申立人が自国の法令によつて開示することが要求される情報を公開しないことを要求するものではない。被申立人は、保護される情報として指定された情報を開示から保護することに配慮した方法で当該法令を適用するよう努めるべきである。

第九・二十五条 準拠法

1 仲裁廷は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、3の規定に従うことを条件として、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案に

ついて決定する（注）。

注 この1の規定は、被申立人の国内法令が事実の問題として請求に関連する場合には、当該国内法令について検討することを妨げるものではない。

2 仲裁廷は、第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (B)若しくは(C)又は(b) (i) (B)若しくは(C)の規定により請求が付託される場合には、3の規定及びこの節の他の規定に従うことを条件として、次のものを適用する。

(a) 関連する投資の許可に適用可能な法規又は関連する投資の許可若しくは投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(b) 関連する投資に関する合意において法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、次の(i)及び(ii)に掲げるもの

(i) 被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）（注）

注 「被申立人の法令」とは、同一の事案において適正な管轄権を有する国内の裁判所が適用することとなる法令をいう。

被申立人の法令には、投資に関する合意を規律する関連する法令（損害賠償、軽減、利息及び禁反言に関する法令を含

む。)を含む。

(ii) 適用のある国際法の規則

- 3 第二十七・二条（委員会の任務） 2 (f)の規定によるこの協定の規定の解釈についての委員会の決定は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁定も、当該委員会の決定に適合するものでなければならぬ。

第九・二十六条 附属書の解釈

- 1 仲裁廷は、被申立人が違反があったとされる措置について附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに記載する適合しない措置の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があったときは、その事案についての委員会の解釈を要請する。委員会は、その要請が行われた日から九十日の期間内に、第二十七・二条（委員会の任務） 2 (f)の規定による解釈についての決定を書面により仲裁廷に提出する。
- 2 1の規定により委員会が行う決定は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁定も、委員会の決定に適合するものでなければならぬ。仲裁廷は、委員会が九十日の期間内に委員会の決定を行わない場合には、その事案について決定する。

第九・二十七条 専門家による報告

仲裁廷は、一方の紛争当事者の要請があつた場合には、又は仲裁廷の職権により（紛争当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争当事者が合意する条件に従い、一又は二以上の専門家を任命することができ。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他の専門家の任命を妨げない。

第九・二十八条 請求の併合

1 いずれの紛争当事者も、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1の規定による仲裁に二以上の請求が別個に付託され、かつ、これらの請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じている場合には、併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の合意又は2から10までに定める条件に従つて、併合の命令を求めることができる。

2 この条の規定による併合の命令を求める一の紛争当事者は、事務局長及び併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者に対し、要請を書面により送付する。当該要請には、次の事項を明記する。

(a) 併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

- (b) 求める併合の命令の内容
- (c) 併合の命令を求める根拠

3 事務局長が2の規定による要請を受領した日の後三十日の期間内に当該要請が明白に根拠を欠くと判断しない限り、仲裁廷がこの条の規定により設置される。

4 この条の規定により設置される仲裁廷は、併合の命令の対象となることを求められた全ての紛争当事者が別段の合意をしない限り、次の(a)から(c)までの規定に従い三人の仲裁人により構成する。

- (a) 一人の仲裁人は、全ての申立人の合意により任命される。
- (b) 一人の仲裁人は、被申立人により任命される。
- (c) 仲裁廷の長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該仲裁廷の長となる仲裁人は、

被申立人の国民又は申立人の締約国の国民であってはならない。

5 事務局長は、事務局長が2の規定に基づく要請を受領した日の後六十日の期間内に被申立人又は申立人が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、併合の命令の対象となることを求められた紛争当事者のいずれかの要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁

量によって任命する。

6 この条の規定により設置される仲裁廷は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争当事者の意見を聴取した後、命令を発出し、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) 当該請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。
(b) 当該請求のうち、当該仲裁廷が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

(c) 第九・二十二条（仲裁人の選定）の規定により設置された仲裁廷に対し、当該請求の全部又は一部について、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定するよう指示すること。ただし、当該仲裁廷が次の(i)及び(ii)の要件に従う場合に限る。

(i) それまで当該仲裁廷において紛争当事者でなかった申立人のいずれかによる要請に基づき、4(a)及び5の規定に従って申立人のために任命される仲裁人を除くほか、当初の仲裁人により再度構成する

こと。

(ii) 既に行われた審理を再度行うかどうかを決定すること。

7 この条の規定により仲裁廷が設置された場合において、申立人が第九・十九条（請求の仲裁への付託）

1の規定による仲裁に請求を付託し、2の規定により行われた要請に自己の氏名又は名称が記載されなかつたときは、当該申立人は、当該仲裁廷に対し、自己を6の規定に従って行われる命令の対象に含めるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所

(b) 求める命令の内容

(c) 命令を求める根拠

当該申立人は、その要請の写しを事務局長に送付する。

8 この条の規定により設置される仲裁廷は、UNCITRAL仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

9 第九・二十二条（仲裁人の選定）の規定により設置される仲裁廷は、請求の全部又は一部であつてこの

条の規定により設置され、又は指示される仲裁廷が管轄権を行使するものにつき、決定する管轄権を有しない。

10 この条の規定により設置される仲裁廷は、6の規定に基づく決定を行うまでの間、一の紛争当事者の申請に基づき、第九・二十二条（仲裁人の選定）の規定により設置される仲裁廷の手続の停止を命令することができ。ただし、当該仲裁廷が既に手続を中断している場合を除く。

第九・二十九条 裁定

1 仲裁廷は、最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

- (a) 損害賠償金及び適当な利子
- (b) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

2 締約国の投資家は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(a)の規定による仲裁に請求を付託する場合には、締約国の投資家として被った損失又は損害のみを回復することができる。

3 仲裁廷は、この節の規定及び適用される仲裁規則に従い、仲裁手続に関連して紛争当事者が必要とした費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができるものとし、当該費用及び代理人の報酬がいかなる方法でいずれの者により支払われるべきかを決定するものとする。

4 前節の規定に基づく義務の違反を申し立てる請求であつて、投資を行おうとすることに關するものについて、申立人に有利な裁定が下される場合には、裁定を下すことができる唯一の損害は、投資を行おうとするときに被つたと申立人が証明した損害である。ただし、申立人が、当該違反が当該損害の直接の原因であつたことを証明する場合に限る。仲裁廷は、当該請求について根拠がないと決定する場合には、合理的な費用及び代理人の報酬を被申立人に支払うよう命ずることができる。

5 1の規定に従うことを条件として、請求が第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(b)の規定により仲裁に付託され、企業に有利な裁定が下される場合には、

(a) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定めるものとする。

- (c) 裁定においては、その裁定に定める救済について関係する国内法令に基づきいかなる者が有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。
- 6 仲裁廷は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下してはならない。
- 7 仲裁廷による裁定は、紛争当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ、拘束力を有する。
- 8 一方の紛争当事者は、9の規定及び暫定的な裁定について適用される審査手続に従うことを条件として、遅滞なく裁定に従う。
- 9 一方の紛争当事者は、次のいずれかの時まで、最終的な裁定の執行を求めてはならない。
 - (a) ICSID条約による仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時
 - (i) 当該裁定が下された日から百二十日が経過し、かつ、一方の紛争当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの要請を行わなかった時
 - (ii) 再審又は取消しの手続が終了した時
 - (b) ICSID追加的制度規則による仲裁、UNCITRAL仲裁規則による仲裁又は第九・十九条（請求の仲裁への付託）4(d)の規定に従って選択された仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次

の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i) 裁定が下された日から九十日が経過し、かつ、一方の紛争当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの手続を開始しなかった時

(ii) 裁判所が再審又は取消しの申請を棄却し、又は認め、かつ、上訴が行われない時

10 各締約国は、自国の領域において裁定を執行するために必要な手段を定める。

11 被申立人が最終的な裁定に従わない場合には、申立人の締約国が要請を送付した後、第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従ってパネルが設置される。この場合には、当該申立人の締約国は、当該パネルの手続において、次の事項を求めることができる。

(a) 当該最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。

(b) 第二十八・七条（最初の報告書）の規定に従い、当該被申立人が当該最終的な裁定に従うべきである旨を勧告すること。

12 一方の紛争当事者は、11の規定により手続が行われているかどうかにかかわらず、ICSID条約、ニューヨーク条約又は米州条約に従って仲裁の裁定の執行を求めることができる。

13 この節の規定により仲裁に付託される請求は、ニューヨーク条約第一条及び米州条約第一条の規定の適用上、商事上の関係又は取引から生じたものとみなされる。

第九・三十条 文書の送達

通知その他の文書を締約国へ送付するときは、附属書九―D（第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による締約国への文書の送達）において当該締約国について記載する場所に宛てて送付する。締約国は、同附属書に記載する場所の変更については速やかに公に入手可能なものとし、他の締約国に通報する。

附属書九―A 国際慣習法

締約国は、「国際慣習法」全般及び特に第九・六条（待遇に関する最低基準）に規定する「国際慣習法」が、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の投資財産を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいう。

附属書九―B 収用

締約国は、次の1から3までの理解を共有していることを確認する。

1 締約国による一又は一連の行為は、投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害さない限り、収用を構成しない。

2 第九・八条（収用及び補償） 1の規定は、二の事態を取り扱う。第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

3 第九・八条（収用及び補償） 1の規定によって取り扱われる第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

(a) 締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i) 政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度（注）

注 投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(iii) 政府の行為の性質

(b) 公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生（注）、公共の安全及び環境等）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注 この(b)の規定の適用範囲を限定することなく、公衆の衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品（生物学的製品を含む。）、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。

附属書九―C 土地に関する収用

- 1 第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく義務にかかわらず、シンガポールが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用のいかなる措置も、適用可能な国内法令（注）及び補償の額に関する当該国内法令のその後の改正（当該改正が、投資家に対し、その収用された投資財産に関して、この協定が同国について効力を生ずる時点における適用可能な国内法令に定める補償の額の決定の方法よりも不利でない補償の額の決定の方法を定めるものである場合に限る。）に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、当該国内法令及びその改正に適合する市場価格による補償の支払を伴うものでなければならぬ。

注 適用可能な国内法令とは、この協定がシンガポールについて効力を生ずる日における土地取得法（第一百五十二章）をいう。

- 2 第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく義務にかかわらず、ベトナムが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用のいかなる措置も、(i) 適用可能な国内法令（注）に適合する目的のためのものでなければならず、かつ、(ii) 適用可能な国内法令を確認した上で、市場価格に相当する補償の支

払を伴うものとする。

注 適用可能な国内法令とは、この協定がベトナムについて効力を生ずる日におけるベトナムの土地法（二十十三年）（第十三期国会の法律第四十五号）及び土地の価格を規制する政令（二十十四年）（政令第四十四号）をいう。

附属書九―D 第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による締約国への文書の送達

オーストラリア

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりオーストラリアに送達する。

外交貿易省

R・G・ケイシー・ビルディング

ジョン・マックイーウエン・クレセント

バートン ACT 〇二二一

オーストラリア

ブルネイ・ダルサラーム国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりブルネイ・ダルサラーム国に送達する。

貿易担当次官

外務貿易省

ジャラン・スポック

バンドル・スリ・ブガワン BD 二七一〇

ブルネイ・ダルサラーム国

カナダ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりカナダに送達する。

カナダ司法副長官室

ジャステイス・ビルディング

二三九 ウェリントン・ストリート

オタワ オンタリオ

K 一 A ○ H 八

カナダ

チリ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりチリに送達する。

チリ共和国外務省法務局

テアテイノス 一八〇

サンティアゴ

チリ

日本国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により日本国に送達する。

経済局

外務省

二―二―一 霞が関 千代田区

東京都

日本国

マレーシア

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりマレーシアに送達する。

司法長官室

一六階 四五番 ペルシアラン・ペルダナ

プレシント 四

連邦政府行政センター

六二一〇〇 プトラジャヤ

マレーシア

メキシコ

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりメキシコに送達する。

国際貿易法律顧問局

経済省

アルフォンソ・レジエス 三〇番 一七階

コロニア・イポドロモ・コンデサ

デレガシオン・クアウテモツク

メキシコ市

郵便番号 〇六一四〇

ニュージーランド

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりニュージーランドに送達する。

次官

外務貿易省

一九五 ラムトン・キー

ウエリントン 六〇一一

ニュージーランド

ペルー

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりペルーに送達する。

国際経済・競争・生産性問題局

経済財政省

ヒロン・ランパ 二七七 五階

リマ ペルー

シンガポール

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への

交付によりシンガポールに送達する。

次官

貿易産業省

一〇〇 ハイ・ストリート 〇九一〇一番

シンガポール 一七九四三四

シンガポール

アメリカ合衆国

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりアメリカ合衆国に送達する。

総務課長

法律顧問部

国務省

ワシントン・D・C 二〇五二〇

アメリカ合衆国

ベトナム

第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付によりベトナムに送達する。

局長

国際法局

法務省

六〇 チャンファー・ストリート

バーデイン・デイストリクト

ハノイ

ベトナム

附属書九―E (注) 移転

注 この附属書は、第九・九条（移転）の規定の対象となる移転及び第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定の対象となる移転について適用する。

チリ

- 1 第九・九条（移転）の規定にかかわらず、チリは、チリ中央銀行が、通貨の安定性並びに対内支払及び対外支払の通常の運営を確保するため、チリ中央銀行組織法（法第一万八千八百四十号）、一般銀行法（法律の効力を有する千九百九十七年の政令第三号）及び証券市場法（法第一万八千四十五号）に適合する措置を維持し、又は採用する権利を留保する。当該措置には、特に、チリへの又はチリからの経常的な支払及び移転（資本移動）並びにこれらに関連する取引の規制又は制限の設定、例えば、外国からの又は外国への預金、投資又は信用が準備金の要件に服することを要求することを含む。
- 2 1の規定にかかわらず、チリ中央銀行が法第一万八千八百四十号第四十九条第二項の規定に従って適用することができる準備金の要件は、移転される金額の三十パーセントを超えるものであってはならず、ま

た、二年を超える期間課してはならない。

附属書九―F 政令法第六百号

チリ

1 この章に定める義務及び約束は、外国投資規程（政令法第六百号。以下この附属書において「政令法第六百号」という。）又は政令法第六百号を承継する法律及び外国資本投資基金法（法第一万八千六百五十七号）については、次の事項に関し、適用しない。

(a) チリ外国投資委員会又は同委員会を承継する機関が政令法第六百号（注）の規定に基づく投資に関する契約によって投資を行うための申請を受理し、又は拒否する権利並びに政令法第六百号及び法第一万八千六百五十七号の規定に基づく外国投資の条件を規制する権利

注 締約国の投資家又は対象投資財産による政令法第六百号の規定に基づく投資に関する契約の承認及び実施は、当該投資家又は当該対象投資財産のために、チリにおいて特定の活動に従事するいかなる権利も創設するものではない。

(b) 締約国の投資家の投資財産の全部若しくは一部の売却又は当該投資財産の一部若しくは全部の清算によって得られる収入のチリからの移転を次の(i)又は(ii)の期間の満了の時まで行うことができない旨の現

行の要求を維持する権利

(i) 政令法第六百号の規定に従って投資される投資財産の場合には、チリへの移転の日から一年を超えない期間

(ii) 法第一万八千六百五十七号の規定に従って投資される投資財産（注）の場合には、チリへの移転の日から五年を超えない期間

注 法第一万八千六百五十七号は、二千十四年五月一日に法第二万七百十二号によって廃止された。この(ii)の規定に基づいて行われる移転の要求は、二千十四年五月一日より前に法第一万八千六百五十七号に従って投資された投資財産については適用されない。のみ適用され、及び法第二万七百十二号に従って投資された投資財産については適用されない。

(c) この附属書の規定と矛盾しない範囲内で、チリにおける外国投資のための一般的な制度に加え、将来、投資に関する特別な任意の計画を作成する措置を採用する権利。ただし、当該措置により、他の締約国の投資家の投資財産の全部若しくは一部の売却又は当該投資財産の一部若しくは全部の清算によって得られる収入のチリからの移転を同国への移転の日から五年を超えない期間制限することができる。

2 1 (b)又は(c)の規定が第九・九条（移転）の例外について定める場合を除くほか、政令法第六百号の規定

に基づく投資に関する契約によって、法第一万八千六百五十七号の規定によって又は将来における投資に関する特別な任意の計画によって投資された投資財産は、この章に定める義務及び約束の対象となる。ただし、当該投資財産が第九章（投資）に規定する対象投資財産である場合に限る。

附属書九―G 公債

1 締約国は、締約国が発行する債務の購入が商業的な危険を伴うことを認める。締約国が発行する債務の不履行又は支払拒絶に関する第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A) 又は (b) (i) (A) の規定による請求について、当該不履行又は支払拒絶が第A節の規定に基づく義務の違反（第九・八条（収用及び補償）の規定に基づく補償を伴わない収用を含む。）を構成することを立証する責任を申立人が果たさない限り、当該申立人にとって有利となる裁定が下されることはない。

2 締約国が発行した債務の再編が第A節の規定に基づく義務に違反する旨の請求は、当該再編が当該請求の付託の時点で交渉による債務の再編である場合又は当該請求の付託の後に交渉による債務の再編となる場合には、第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に付託されず、また、当該請求が既に付託された場合には、継続されない。ただし、当該請求が、当該再編が第九・四条（内国民待遇）又は第九・五条（最恵国待遇）の規定に違反する旨のものである場合を除く。

3 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 4 の規定にかかわらず、2 の規定に従うことを条件として、被申

立人が第九・十八条（協議及び交渉）2の規定による書面による協議の要請を受領した日から二百七十日が経過しない限り、他の締約国の投資家は、締約国が発行する債務の再編が第A節の規定（第九・四条（内国民待遇）及び第九・五条（最恵国待遇）の規定を除く。）に基づく義務に違反する旨の第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による請求を付託してはならない（注）。

注 2及びこの3の規定は、シンガポール又はアメリカ合衆国に対する第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づく請求については、適用しない。

附属書九―H

- 1 外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（千九百七十五年）、外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する規則（千九百八十九年）、金融部門（株式保有）に関する法律（千九百九十八年）及びオーストラリア連邦財務大臣又はそれに代わって活動する閣僚による関連する閣僚声明から成るオーストラリアの外国投資政策に基づく決定であつて、外国投資の提案の承認の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 2 カナダ投資法（千九百八十五年の法令集第二十八章第一補遺）の規定に基づく審査の後のカナダによる決定であつて、審査の対象となる投資の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 3 附属書Iのメキシコの表の留保事項三の規定に基づく審査の後の国家外国投資委員会による決定であつて、審査の対象となる取得の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

4 ニュージールランドの海外投資法（二千五年）の規定に基づく事前の同意を必要とする海外投資取引に同意を与える旨又は同意を与えることを拒否する旨の同法律に基づく決定は、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

附属書九-I 適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度

第九・十二条（適合しない措置） 1(c)の規定にかかわらず、ベトナムについては、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は、次のとおりとする。

- (a) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十条（特定措置の履行要求）及び第九・十一条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第九・十二条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正（この協定がベトナムについて効力を生ずる日における当該措置と第九・四条、第九・五条、第九・十条及び第九・十一条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

- (b) ベトナムは、第九・十二条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させるものにより、他の締約国の投資家又は対象投資財産が具体的な行動（注）をとつた際に依拠した権利又は利益を当該投資家又は当該対象投資財産から撤回してはならない。

注 具体的な行動には、事業を設立し、又は拡張するための資源又は資本の供給並びに許可及び免許の申請を含む。

- (c) ベトナムは、第九・十二条（適合しない措置） 1 (a)に規定する適合しない措置の改正であって、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させることとなるものの詳細を、当該改正を行う少なくとも九十日前までに各締約国に提供する。

附属書九―J 請求の仲裁への付託

1 締約国の投資家は、当該投資家又は次の(b)に規定する企業が、それぞれ、チリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの司法裁判所又は行政裁判所における手続において、第A節の規定に基づく義務の違反を主張した場合には、チリ、メキシコ、ペルー又はベトナムが同節の規定に基づく義務に違反した旨の請求であつて次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものを第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に付託することができない。

(a) 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1(a)の規定により自己のために仲裁に付託される請求

(b) 第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1(b)の規定により当該投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している法人であるチリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの企業のために仲裁に付託される請求

2 締約国の投資家がチリ、メキシコ、ペルー又はベトナムの司法裁判所又は行政裁判所に1に定める種類の請求を付託することを選択した場合には、その選択は、最終的かつ排他的なものであり、当該投資家は、その後は第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に請求を付託することができない。

い。

11110

附属書九―K 効力発生の後三年間における特定の請求の付託

マレーシア

マレーシアは、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間、対象投資財産との間の特定の契約額を下回る政府調達に関する契約に同国が違反した旨の請求の付託に同意しない。ただし、第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定により他の請求を仲裁に付託する申立人の権利を妨げるものではない。当該特定の契約額は、次のとおりとする。

- (a) 物品については、百五十万特別引出権
- (b) サービスについては、二百万特別引出権
- (c) 建設については、六千三百万特別引出権

附属書九―L 投資に関する合意

A 選択された国際的な仲裁条項を含む合意

1 締約国の投資家は、投資に関する合意が、当該投資に関する合意の違反について当該投資家が仲裁に付託することへの被申立人の同意を定めており、かつ、次のいずれにも適合する場合には、第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (C) 又は (b) (i) (C) の規定に従って当該投資に関する合意の違反についての請求を仲裁に付託することができない。

(a) 当該投資に関する合意の違反について、次のいずれかに請求を付託することができることを定めていること。

(i) ICSID条約及びICSIDの仲裁手続に関する手続規則による仲裁。ただし、被申立人及び投資家の締約国の双方がICSID条約の当事国である場合に限る。

(ii) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、被申立人又は投資家の締約国のいずれか一方のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

- (iii) UNCITRAL 仲裁規則による仲裁
- (iv) ICC 仲裁規則による仲裁
- (v) LCIA 仲裁規則による仲裁
- (b) ICSID 条約による仲裁でない場合においては、仲裁の法律上の場所が、次の要件を満たすものであること。
 - (i) ニューヨーク条約の当事国の領域内にあること。
 - (ii) 被申立人の領域外にあること。
- 2 第九・二十一条（各締約国の同意に関する条件及び制限） 2 (b) の規定にかかわらず、申立人が次のいずれかの請求を仲裁に付託する場合において、投資に関する合意が 1 に規定する基準を満たすときは、申立人の放棄に関する書面の提出は、第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する違反を構成する旨を主張する措置について、当該申立人が当該投資に関する合意による仲裁を開始し、又は継続する権利を妨げるものではない。
- (a) 被申立人が第 A 節に定める義務に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A) 又は (b)

- (i) (A)の規定による請求
 - (b) 被申立人が投資の許可に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (B) 又は (b) (i) (B) の規定による請求
- 3 いずれの紛争当事者も、申立人が次の要件を満たす場合には、併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の合意又は第九・二十八条（請求の併合） 2 から10までに定める条件に従い、併合の命令を求めることができる。
- (a) 被申立人が第A節に定める義務に違反した旨の第九・十九条（請求の仲裁への付託） 1 (a) (i) (A) 若しくは (b) (i) (A) の規定による請求又は投資の許可に違反した旨の同条 1 (a) (i) (B) 若しくは (b) (i) (B) の規定による請求を仲裁に付託すること。
 - (b) (a) に規定する請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生ずる請求を、1 に規定する基準を満たす投資に関する合意による仲裁に付託すること。

B ペルーと対象投資財産又は投資家との間の特定の合意（注）

注 この附属書がペルーが締結する合意のみを取り扱うという事実は、他の締約国の政府が締結する合意が第九・一条（定義）に規

定する「投資に関する合意」の定義を満たすかどうかに関する第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に従って設立される仲裁廷による決定に影響を及ぼすものではない。

1 ペルーは、政令第六百六十二号及び第七百五十七号に従い、「安定性に関する合意」と称する合意を対象投資財産又は他の締約国の投資家と締結することができる。

2 ペルーは、1に定める安定性に関する合意の一部として、当該合意の当事者である対象投資財産又は投資家に対して特定の利益を与える。当該利益には、通常、当該対象投資財産又は当該投資家について適用される既存の所得税制度を特定の期間中維持する約束が含まれる。

3 1に定める安定性に関する合意は、第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書の一を構成することができる（注）。この場合には、ペルーによる当該安定性の合意の違反は、投資に関する合意であつて当該安定性の合意がその一部であるものの違反を構成することができる。

注 第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書に関し、これらの文書のうち一又は二以上の文書は、その定義の(a)から(c)までのいずれかに規定する権利を当該対象投資財産又は当該投資家に付与するものでなければならぬ。安定性の合意は、それ自体が当該権利を付与する文書でない場合であっても、「投資に関する合意」を構成する複数の文書

の一を構成することができる。

4 ペルーによる安定性の合意の違反は、当該安定性の合意が、第九・一条（定義）に定義する「投資に関する合意」を構成する複数の文書の一を構成しない場合には、投資に関する合意の違反を構成しない。

C 仲裁に対するメキシコの同意に関する制限

1 メキシコは、関連する当局の行為（注）に関し、申立人が請求を仲裁に付託することが次に掲げる法律に適合しない場合には、第九・十九条（請求の仲裁への付託）1 (a) (i) (C) 又は (b) (i) (C) の規定に従って当該請求を仲裁に付託することに同意しない。ただし、申立人が同条の規定に従って他の請求を付託する権利を妨げるものではない。

注 「当局の行為」には、不作為を含む。

- (a) 炭化水素法第二十条及び第二十一条
- (b) 公共事業及び関連サービスに関する法律第九十八条第二項
- (c) 官民連携法第三百三十九条第三項
- (d) 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第八十条

(e) 港湾法第三条第二項

(f) 空港法第三条第二項

(g) 鉄道サービスの規制に関する法律第四条第二項

(h) 航海及び海上通商に関する法律第二百六十四条第二項

(i) 民間航空法第三条第二項

(j) メキシコ合衆国憲法第二十八条第二十項第七号及び連邦電気通信放送法第三百十二条

ただし、(a)から(i)までの規定は、投資に関する合意を否認し、又は当該投資に関する合意に違反するため
の偽装された手段として適用されてはならない。

2 1に定めるメキシコの同意に関する制限は、この協定がメキシコについて効力を生じた後に、請求の仲
裁への付託が認められるように1に掲げる法律の規定が改正される場合には、当該法律については、適用
しない(注)。

注 1に掲げる法律の規定がこの2の規定に適合して改正される場合には、当該法律の規定のその後の改正は、1の規定を再度適
用できるように設定することができない。

D 定義の(c)の規定に基づくカナダの特定の機関

カナダについて、中央政府の当局には、金融行政法（千九百八十五年の法令集第F-十一章）の表三に掲げる機関又は港湾若しくは橋に関する当局であつて、「投資に関する合意」の定義の(c)に定める投資に関する合意を締結したものを含む。ただし、同国政府が、当該機関又は当該当局が当該投資に関する合意に基づく義務を履行するに当たり、当該機関又は当該当局の運営又は活動を日常的に指揮し、又は管理している場合に限る。